

# 災害廃棄物処理で指針

## 連絡取れぬ自動車等課題も

政府の被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」（座長・小川敏夫法務副大臣）で「東北地方太平洋沖地震」における損壊家屋等の撤去等に関する指針が25日に取りまとめられ、同対策本部長および環境相から関係県知事に通知された。

同指針では建物、自動車、船舶など損壊家屋等の処置についての指針が

示されている。しかし、個別リサイクル法で定められたリサイクルシステムに則って処理することが義務付けられている自動車については、所有者と連絡が取れなかった場合や規定のリサイクルが困難な場合の対応などは示されておらず、依然不明だ。さらに、リサイ

クルできなかった場合のリサイクル料金の扱いなども今後の課題となりそうだ。

指針では自動車の扱いについては、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動することを認めている。その上で所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、引き渡しを求め、場合によっては引き渡し、そうでない場合は自動車リサイクル法に従って使用済み自動車として処理することとしている。

前述以外の自動車については仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、引き渡しを求める場合は引き渡す。それ以外の扱いについては追って指針を示す。今回の震災では所有者と連絡が付かない自動車が多く発生することが予想され、この処理をどのように進めるかが大きな課題となりそうだ。

また、自動車リサイクル法では新車購入時にリサイクル料金を徴収することになっており、規定のリサイクルが行えず、通常の廃棄物として処理するものが出た場合、徴収したリサイクル料金をどうするかも問題となる。まず一定の指針は示されたものの、今後解決すべき課題は依然多い。